\bigcirc 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年三月金・融・庁告示第二号)

| (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) | 改正案 |
|---|-----|
| (定義) (定義) (新設) | 現行 |

- て経理することとされていること。 当該国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分し

二~十六 (略)

十六の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクス

ポージャーをいう。

十七~三十一 (略)

て信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。いてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいデリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらにつ三十二 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・

三十三~三十五 (略)

ヤーをいう。 三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージ

イ~へ (略)

ブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フ開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリアジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、

二~十六 (略)

(新設)

十七~三十一 (略)

を除く。)。 を除く。)。 を除く。)。 を除く。)。

三十三~三十五 (略)

ャーをいう。 三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージ

イ~へ (略)

ブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリアジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、

アシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十七~七十三 (略)

(削る)

向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十七~七十三 (略)

すものをいう。 動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満た 動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満た

で類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに対している場合に関係するという。以下同じ。)に限り利用可能であることに対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している。

では、当該証券化エクスポージャーと同は、当該証券化エクスポージャーの裏付資産により担保されては、当該証券化エクスポージャーの裏付資産により担保されては、当該証券化エクスポージャーの裏付資産により担保されて

イ・ロ (略)

七十五~七十七 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 (略)

2 興開発銀行、 数国間投資保証機関、アジア開発銀行、 際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー 資銀行、 のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。 前項の規定にかかわらず、 カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、 米州開発銀行、 欧州投資銀行、 国際復興開発銀行、 アフリカ開発銀行、 欧州投資基金、 予防接種のため 国際金融公社、 北欧投 欧州復 の国 多

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除ィブ(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ第百十三条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバテ

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

)について準用する。

エクスポージャー(事業法人に対する一億円未満のエクスポージャアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リテール向け、事業法人等向けエクスポージャー(スロッティング・クライテリ第百二十九条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は

イ・ロ (略)

七十六~七十八 (略

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 (略)

2

る。 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、別別開発銀行、アジア開発銀行、欧州投資基金、北欧投票開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投票の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

デリバティブについて準用する。第百十三条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

エクスポージャー(事業法人に対する一億円未満のエクスポージャアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リテール向け、事業法人等向けエクスポージャー(スロッティング・クライテリ第百二十九条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は

百十三条の規定に従うものとする。 百十三条の規定に従うものとする。

一·二 (略)

2~4 (略)

を除く。

・アセット)(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク

一百二十五条

標準的手法採用組合が証券化エクスポージャー

-の 信

ェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リする格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウ用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与

げるところによる。 一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に掲

スク・アセットの額とする。

百十三条の規定に従うものとする。 「世界の規定に従うものとする。 百十三条の規定に従うものとする。 百十三条の規定に従うものとする。 百十三条の規定に従うものとする。 百十三条の規定に従うものとする。 百十三条の規定に従うものとする。 百十三条の規定に従うものとする。 百十三条の規定に従うものとする。 百十三条の規定に従うものとする。 百十三条の規定に従うものとする。 百十三条の規定に従うものとする。

·二 (略)

その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ三 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及び

2~4 (略)

・アセット)(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク

長期格付の場合

イ オリジネーターのとき

信用リスク区分 証券化エクスポージャ 信用リスク区分 証券化エクスポージャ イ 口 6 | 3 6 | 2 6 | 1 6 -5 6 | 4 オリジネーターのとき。 イ以外のとき。 場合 ージャーを除く。)の ージャーを除く。)の (パーセント) (再証券化エクスポ (再証券化エクスポ <u>二</u> 五.十 百 自己資本控除 一の場合 ーの場合 再証券化エクスポージャ 再証券化エクスポージャ (パーセント) (パーセント) 二百二十五 四十 百 \vdash リスク・ウェイ リスク・ウェイ 1 リスク・ウェイ 信用リスク区分 信用リスク区分 信用リスク区分 (パーセント (パーセント) 口 短期格付の場合 イ以外のとき 6 | 1 6 | 1 <u>-</u> <u>二</u> 十 7 | 1 <u>二</u> 十 6 | 2 6 | 2 五十 五十 7 | 2 五十 6 | 3 6 百 百 7 | 3 百 三百五十 6 | 4 6 | 4 自己資本控除 除 自己資本控 自己資本 7 | 4 控 除 6 -5 6 | 5

| 7 1 | 信用リスク区分 | による。による。 | 6 | 6 4 | 6 3 | 6 2 | 6 1 | |
|-------------|--------------------------------------|---------------------------|--------|---------------|---------------|-------|-------------|-----------|
| <u>- </u> | 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く。) の場合 | よる。 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、 | 自己次 | 三百五十 | 百 | 五十 | = | 場合(パーセント) |
| 四十 | 再証券化エクスポージャ 一の場合 | は、次の表に掲げるところ | 自己資本控除 | 六百五十 | 二百二十五 | 百 | 四十 | |
| | | | | | | | | <u> </u> |

|) | (パーセント |
|---|--------|
| | |
| | |
| | |
| | |

| 四 組合の保有する四 組合の保有する | 三組合の保有さ | 基準」とは次に世 | 補完等」といる | 四組合が保有さ | とは次に掲げるものをいう。 3 前項第一号の「証券化取る2 (略) | 7 4 | 7 | 7 2 |
|---|----------------------------------|---|---|----------------------------------|--|--------|---------------------------|-------|
| なリスク特性及びパフォーマンの保有する証券化エクスポージがること。 | 三 組合の保有する証券化エクスポージャーについて、一・二 (略) | 基準」とは次に掲げるものをいう。 第二項第二号に掲げる「証券化取引にな | 補完等」という。)に基づき付与されたものではないこと。払込みを伴わない方法による信用供与(第六項において「海付が、当該組合による流動性補完、信用補完その他の事前の | 9る証券化エクスポージ: | のをいう。「証券化取引における格品 | 自己資 | 百 | 五十 |
| 包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握組合の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、されていること。 | ャーについて、包括的なリ | 準」とは次に掲げるものをいう。 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する | れたものではないこと。 信用補完その他の事前の資金 | 組合が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格三(略) | は次に掲げるものをいう。前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」(略) | 自己資本控除 | 二百二十五 | 百 |
| (新設) | (新設) (新設) | 基準」とは次の各号に掲げるものをいう。 4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する | | (新設) 一个三 (略) | とは次の各号に掲げるものをいう。 | | | |

| 6 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場 | 7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| | 本比率の計算に用いることができる。 |
| | 完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資 |
| | の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補 |
| | ポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額 |
| | われていることが明らかである部分については、当該証券化エクス |
| | て行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行 |
| | 当該組合が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対し |
| | 流動性補完等が提供されている場合であって、当該流動性補完等が |
| (新設) | 6 組合が保有する証券化エクスポージャーに対して当該組合により |
| 5 (略) | 5 (略) |
| | 作成していること。 |
| (新設) | 七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を |
| | 必要な体制が整備されていること。 |
| | スク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために |
| | る証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリ |
| | 場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となってい |
| | から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している |
| (新設) | 六 組合が、第一条第一号の二イ又はロの規定により再証券化取引 |
| | 握するために必要な体制が整備されていること。 |
| | エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把 |
| (新設) | 五 組合の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化 |
| | するために必要な体制が整備されていること。 |

適用することができる。

スポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値をて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクび第二百三十条において同じ。)の証券化エクスポージャーについは、無格付(同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及は、無格付

をいう。 再証券化エクスポージャーである場合には、 裏付資産の全額が第 でない請求権を除い ップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要 (証券化エクスポージャー 部に再証券化エクスポー 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エ 以下同じ。)であること。 順位の権利により裏付けられているもの 第 ジャーが含まれているものを除く。 の裏付資産の全額に対して、 順位の担保権を有しているもの又は 裏付資産の全部又は クスポ ージャー 金利スワ

二 (略)

8

(略)

とすることができる。 付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏り 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

オフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては第二百二十六条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

る。
て適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができて適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対し合は、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エク

同じ。 ジャーであって 全額が第一 権を除い スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求 当該証券化エクスポー)であること 順位の権利により裏付けられているものをいう。 第 順位の. 裏付資産の全額に対して、 担保権を有しているもの又は裏付資産の ジャー が最優先部分 金利スワップ (証券化 工 クスポー 為替

7 二 (略) (略)

いものとする。のリスク・ウェイトのうち、最も高のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個

〈標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額

オフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては第二百二十六条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする 当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を

用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 適格格付機関による格付に応じたリスク・ ウェイトを用いて信 百パー

無格付の 適格流動 当性補完 五十パーセント

未実行部分 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のう 零パーセント

兀 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャ

百パーセント

与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用 信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・ なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは ることができる。 、セットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供 当該重複して設定していることが明らかである部分について、 組合は、 一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異 各

乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする 当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を

セント 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 百パー

セント 契約期間が 年以下である無格付 の適格流動性補完 二十パー

三 契約期間が 一年を超える無格付の適格流動 性補完 五十パー セ

兀 ント 市場が機能不全となっ いる場合にのみ利用可 '能な適格流動

零パーセント

ち未実行部分 適格なサービサー -セント キャッシュ ・アドバンスの信用供与枠のう

Ŧī.

前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポー ジャ

百パーセント

2 ク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる 当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の 合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リス なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相 組合は、 一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異

(信用リスク・アセットの計算手法)

第 一百三十条 (略)

2 用する。 第二百二十五条第二 一項から第六項までの規定は、 前項の場合に準

3 5

(略)

(外部格付準拠方式)

には、 額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合 一百三十二条 次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの 適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応 内部格付手法採用組合が外部格付準拠方式により証

による。 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、 次の表に掲げるところ

スク区 信用リ

証

券化

工

クスポ

ジャー

再

再

証券化エ

証券化エクスポージャーを除

の場合

分

の場合

Nが六以

上であり

上の場合 Zが六以

満の場合 Zが六未

エクスポ]

当該再証券化

カゝ

(パーセ

(パーセ

ヤ

· が最優先

当該証券 ント)

ント)

証券化エクス

(信用リスク・アセットの計算手法)

一百三十条 (略)

2

用する。 第二百二十五条第二項から第五項までの規定は、 前項の場合に準

3 5 略

(外部格付準拠方式)

じ、 には、 券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合 ャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 一百三十二条 による。 次の各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージ 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、 適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応 内部格付手法採用組合が外部格付準拠方式により証 次の表に掲げるところ

| グス 先 ジ 化 証 ヤ エ 当 *** | エ ク ス ポ |
|----------------------------|---|
| 証券化エク ・マーが最優先 | エクスポージャー |
| 光 ジ 化 | |
| | 信用リスク区分Xが六以上であXが六以上の場(パーセント)6Aが六以上の場Aが六未満の場 |
| 大部分(内部評合を含む。)である場合 | 証券化エクスポ () |
| | 合(パーセント) |
| | (パーセント) |

| | 8 4 | | 3 | 2 | 3 2 | 8 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------|--------------|--------------|--------------------|--------|--------------|----------------------------|----------|---|---------------------------|----|-------------|------|----------|------|-------|--------|-------|--------|----------|--------|--------------|
| | + | | | | U | | 11 | 3] | () () 1 t | | 易合 |)である | を含む。 | よる場合 | 価方式に | (内部評 | ージャー | エクスポ | 先証券化 | 一が最優 | ポージャ | 化エクス |
| | <u>-</u> | J | | | 는 ፲ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 三十五 | | | _ | | - - - | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 四十 | = - | 三 上 丘 | _ + = | | _ _ _ | 111 | | | | | | | | | | (パーセント | る場合 | 含む。)であ | による場合を | 内部評価方式 | ポージャー(スポージャー |
| | 六十五 | <u>Ξ</u> | 5. - | <u> </u> | | = + | 1111 | | | | | | | | | | | | | (パーセント | でない場合 | スポージャー |
| 8 11 | l l | 8 10 | 8 | 3 - - | 8 | 3 | 8 | 3 7 | 8 6 | 3 | | 8 5 | | 8 4 | | 8 3 | | 8 2 | | 8 1 | | |
| | | | | | | | デ 十 | <u> </u> | = | 三 上 丘 | | <u>-</u> | | + | | + | | 八 | | 七 | | (パーセント) |
| 六百五十 | | 四百二十五 | 三 音 丑 十 | | Ē | | -t -† - 1 | 17 | 3 | Б. Н | | 三十五 | | <u>-</u> | | 十八 | | 十五 | | + | | |
| | | | | | | | <u>∃</u> | ī. | | FI — | | | | 三十五 | | | | 二十五 | | <u>-</u> | | |

| ス ク 用 区 リ | による。 (注) 1 による。 | 8 12 | 8 11 | 8 10 | 8 9 | 8 | 8 7 | 8 6 | 8 |
|-----------------------------|---|----------------|--------------|--------------|------------------|---------------------------|---|--------------|----------------------|
| 証券化エ | る。 | | | | | | 六十 | 三十五 | <u>-</u> |
| 証券化エクスポージャ | 物合のリスーの実効的 | | 六百五十 | 四百二十五 | 二 百 五 十 | 百 | 七 | - | 三十五 |
| 証券化エクスポージャーを除 | 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、ポージャーの実効的な個数をいう。 ************************************ | 自己資 | | -Д. | | | 七十五 | 五十 | |
| | 4/V / 7 | 自己資本控除 | 七百五十 | 五百 | 三百百 | 二 | 百五十 | 百 | 六十 |
| エクスポ | 、次の表に掲げるよ次号において同じ。 | | | | | | | | |
| 再証券化エクスポージャー | 。格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。又とは、第二百三十七条第一項又は第三項に定めるエクス | | 八百五十 | 六百五十 | 五 百 | 三百五十 | 二百二十五 | 百五十 | 百 |
| 信用リスク区分 Vが六以上であ Zが六以上の場 | による。 二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところ | | | | | | ポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。(注) ととに 第二百三十七条第一項子に第三項に気ゃるコクラ | | 8—12 自己資本空涂 |

| 7 1 | | 分 |
|-------------|---|-----|
| 七 | ン (場) を含める方面 日本 1 工 先 日本 2 が 上 Zが か 大 上 で あ か 六 上 で あ か 六 力 証 か カ か カ 方 <td>く。</td> | く。 |
| + | ン (上 Z ト) (パ の が) 1 場 六 セ 合 以 | の場合 |
| 11+ | ン (満 Z ト パ の が) l 場 六 セ 合 未 | |
| +11 | 当該 エクスポージャー (内部評価方式 による場合 による場合 による場合 による場合を が利子 であ を が、 のの。)であ を が、 のの。)であ | |
| = + | (パー な | |

| 7 4 | 7 3 | 7 2 | 7 1 1 | |
|--------|-------|-------|-----------|---|
| | 六十 | +11 | t] | 証券化エクスポージャーが最優合を含む。)である場合 |
| 自己資本控除 | 七十五 | 11+ | +:- | (パーセント)(パーセント)(パーセント) |
| | 七十五 | 三十五 | <u> </u> | (パーセント) |

| 7 4 | 7 3 | 7 2 |
|-------------|-------|-------------|
| | 六十 | +1 |
| | 七 | <u>-</u> |
| 自己資本控除 | 七十五 | 三十五 |
| 平 控 除 | 百五十 | 四十 |
| | 二百二十五 | 六十五 |
| | | |

2 優先するもの(以下この項において「参照証券化エクスポージャー 化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も おいて「推定格付」という。)を有するものとみなす。 に該当する場合を含む。 という。)に対して適格格付機関の付与する格付(以下この条に 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー 一百三十条第 一項によって準用する第 以下この条において同じ。 百 二十五条第 は、 当該証券 二項各号 2

一~三 (略)

3 • 4 (略)

(指定関数方式)

第二号に定めるところにより算出する。
がる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には第二百三十三条 内部格付手法採用組合が指定関数方式により証券化

一~三 (略)

3·4 (略)

(指定関数方式)

第二号に定めるところにより算出する。
がる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には第二百三十三条 内部格付手法採用組合が指定関数方式により証券化

(略)

いずれか大きい方を乗じた額とする。所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又は口に掲げる

ポージャーである場合にあっては、0.016×工) この式においては、(T)は、第二百三十六条の規定により算

出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ

.

口 (略)

2~4 (略)

(エクスポージャーの実効的な個数 (N))

第二百三十七条 (略)

該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージ2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当

3 (略)

ャーの EAD を用いる。

(裏付資産の加重平均 LGD(<u>LGD</u>))

第二百三十八条 (略)

2 (略)

ず、

LGD を百パーセントとする。

3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわら

(略)

いずれか大きい方を乗じた額とする。 二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げる

イ 0.0056×T

この式においては、(T)は、第二百三十六条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ

0

口 (略)

2~4 (略)

第二百三十七条 (略)

(エクスポージャーの実効的な個数

 $\widehat{\mathbf{Z}}$

―について前項の計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エ2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャ

3 (略)

クスポージャーの EAD を用いる。

(裏付資産の加重平均 LGD(<u>LGD</u>)

第二百三十八条 (略)

2 (略)

―については、前二項の規定にかかわらず、LGD を百パーセント3 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャ

4

(略)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等) 略

(削る)

第

一百四十二条

2

係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リス 的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、 額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準 券化エクスポージャーについては、 部分の額を自己資本控除とする。 ク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行う ことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行 イトを乗じた額をもって、 一百三十三条の規定にかかわらず、 信用リスク・アセットの額とすること ただし、 想定元本額のうち未実行部分の オフ・バランス資産項目に 適格流動性補完に係る証 最も高いリスク・ウ 3

(削る)

ができる。

(削る)

(削る)

4 とする。

(略)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第 一百四十二条 略

2

与信相当額 る場合のオフ・ 完について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算す 一十パーセントの掛目を乗じた額とする。 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格 は バランス資産項目に係る証券化エクスポージャー 信用リスク想定元本額の未実行の部分の額につ 流動性補

をもって、 ことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行 ク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行う 係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リス るリスク・ウェイトのうち、 のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額と 部分の額を自己資本控除とする。 ス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、 して裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用され 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に 信用リスク・ アセットの額とすることができる。 最も高いリスク・ウェイトを乗じた額 ただし、 次に掲げるオフ・バラン 想定元本額

三 契約期間が 契約期間 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性 が 年を超える適格流動性補完 年以内である適格流 動性補完 百パーセント 五十パーセント

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

る場合に準用する。
法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算す第二百四十四条 第二百二十六条第一項第三号の規定は、内部格付手

補完 二十パーセント

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算す第二百四十四条 第二百二十六条第一項第五号の規定は、内部格付手

る場合に準用する。

 \bigcirc 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年金 融 庁告示第三号)

| (定義) (定義) | 改正案 |
|--|-----|
| (定義) (定義) (宗義) (新設) (新設) | 現行 |

- て経理することとされていること。 当該国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分し
- を定期的に公表していること。 3 当該国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報

二~十六(略)

十六の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクス

ポージャーをいう。

十七~三十一 (略)

て信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。いてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいデリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらにつ三十二 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・

三十三~三十五 (略)

ヤーをいう。 三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージ

イ~へ (略)

ブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フ開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリアジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、

二~十六 (略)

(新設)

十七~三十一

(略

を除く。)。 を除く。)。 を除く。)。 を除く。)。

三十三~三十五 (略)

ャーをいう。 三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージ

イ~へ (略)

ブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリアジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州「国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、

アシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十七~七十三 (略)

(削る)

向けエクスポージャー

チ・リ (略)

三十七~七十三 (略)

に類するときをいう。以下同じ。) に限り利用可能であることの信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これの信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これの信用力以は裏付資産の悪化によるものでないときその他これの場合(異なる取引に関係する複い場が、満期を迎えるABCPの借換えを行いる場合(異なる取引に関係する複いであるときをいう。以下同じ。) に限り利用可能であることの信用力以は裏付資産の悪化に関係を表する。

イ・ロ (略)

七十五~七十七(略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 (略)

興開発銀行、 数国間投資保証機関、 際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー 資銀行、 リスク・ウェイトは、零パーセントとする。 前項の規定にかかわらず、 カリブ開発銀行、 米州開発銀行、 アジア開発銀行、 イスラム開発銀行、 国際復興開発銀行、 欧州投資銀行、 アフリカ開発銀行、 欧州投資基金、 予防接種のため 国際金融公社、 北欧投 欧州復 の国 多

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除イブ(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ第百十三条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバテ

タブル・デフォルト効果の取扱い)

)について準用する。

エクスポージャー(事業法人に対する一億円未満のエクスポージャアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リテール向け、事業法人等向けエクスポージャー(スロッティング・クライテリ第百二十九条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は

イ・ロ (略)

七十六~七十八(略

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 (略)

2

る。 興開発銀行、 行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとす 資銀行、 数国間投資保証機関、 前項の規定にかかわらず、 カリブ開発銀行、 米州開発銀行、 アジア開発銀行、 イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀 欧州投資銀行、 国際復興開発銀行、 アフリカ開発銀行、 欧州投資基金、 国際金融公社、 北欧投 欧州復 多

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

デリバティブについて準用する。第百十三条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

エクスポージャー(事業法人に対する一億円未満のエクスポージャアを適用している特定貸付債権を除く。)又はその他リテール向け、事業法人等向けエクスポージャー(スロッティング・クライテリ第百二十九条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は

削減することをいう。以下同じ。)を勘案することができる。ただ 百 ション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果 されている場合であって、 る場合には第百九条、第三号に該当する場合には第百十一条又は第 ―に限る。)に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付 (被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテク 十三条の規定に従うものとする。 保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものであ かつ、第九十三条から第九十六条まで及

(略)

特定順位参照型クレジット・ デリバティブ (前号に掲げるもの

2 { 4 (略)

を除く。

アセット) (標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク

一百二十五条

標準的手法採用組合が証券化エクスポージャー

-の 信

用リスク・アセットの額を算出する場合には ェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リ する格付に対応する信用リスク区分に応じ、 次に定めるリスク・ウ 適格格付機関の付与

長期格付の場合のリスク・ウェイトは 次のイ又はロの表に掲

げるところによる。

スク・アセットの額とする。

削減することをいう。以下同じ。)を勘案することができる。ただ る場合には第百九条、第三号に該当する場合には第百十一条又は第 Ļ ション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果 されている場合であって、かつ、第九十三条から第九十六条まで及 百十三条の規定に従うものとする。 ーに限る。) に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付 (被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテク 保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものであ

(略)

その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ セカンド・トゥ・ デフォルト型クレジット・デリバティブ及び

2 \(\) (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク

アセット)

第 Ľ 額に、 は第二号の表に掲げるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リス ク・アセットの額とする。 一百二十五条 当該格付が長期格付の場合には第 適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応 標準的手法においては、 号の 証券化エクスポージャー 表 短期格付 場合に

長期格付の場合

イ オリジネーターのとき

信用リスク区分 証券化エクスポージャ 信用リスク区分 証券化エクスポージャ イ 口 6 | 3 6 | 2 6 | 1 6 -5 6 | 4 オリジネーターのとき。 イ以外のとき。 場合 ージャーを除く。)の ージャーを除く。)の (パーセント) (再証券化エクスポ (再証券化エクスポ <u>二</u> 五十 百 自己資本控除 一の場合 ーの場合 再証券化エクスポージャ 再証券化エクスポージャ (パーセント) (パーセント) 二百二十五 四十 百 \vdash リスク・ウェイ リスク・ウェイ 1 リスク・ウェイ 信用リスク区分 信用リスク区分 信用リスク区分 (パーセント (パーセント) 口 短期格付の場合 イ以外のとき 6 | 1 6 | 1 <u>-</u>+ <u>二</u> 十 7 | 1 <u>二</u> 十 6 | 2 6 | 2 五十 五十 7 | 2 五十 6 | 3 6 百 百 7 | 3 百 三百五十 6 | 4 6 | 4 自己資本控除 除 自己資本控 7 | 4 自己資本 控 除 6 -5 6 | 5

| 7 1 | 信用リスク区分 | による。による。 | 6 5 | 6 4 | 6 3 | 6 2 | 6 1 | |
|-------------|------------------------------------|---------------------------|---------------|-------------|---------------|-------|-------------|--------|
| <u>-</u> | 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く。) の場合 | よる。 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、 | 自己咨 | 三百五十 | 百 | 五十 | = | 場合 |
| 四十 | 再証券化エクスポージャーの場合 | は、次の表に掲げるところ | 自己資本控除 | 六百五十 | 二百二十五 | 百 | 四十 | |
| | | | | | | | | (パーセント |

| | 4 | | 3 2 | | | |
|---|--|---|--|-------------|-------------|-------------|
| 型 組合の保有する されていること。 されていること。 | 三組合の保有する。 | 四組合が保有する。当該組合が保有する。 | 一~三 (略)とは次に掲げるものをいう。前項第一号の「証券化取るのをいう。 | 7 4 | 7 3 | 7 2 |
| なリスク特性及びパフォーマンスの保有する証券化エクスポージにいること。 | 三 組合の保有する証券化エクスポージャーについて、一・二 (略) 基準」とは次に掲げるものをいう。 | 補完等」という。)に基づき付与されたものではないこと。払込みを伴わない方法による信用供与(第六項において「海付が、当該組合による流動性補完、信用補完その他の事前の組合が保有する証券化エクスポージャーに対して付与され | ものをいう。「証券化取引における格益 | 自己資 | 百 | 五十 |
| 包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握組合の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、されていること。 | 組合の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリ・二 (略) とは次に掲げるものをいう。 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する | 完等」という。)に基づき付与されたものではないこと。 込みを伴わない方法による信用供与(第六項において「流動性が、当該組合による流動性補完、信用補完その他の事前の資金組合が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格 | ~三 (略) は次に掲げるものをいう。 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」(略) | 自己資本控除 | 二百二十五 | 百 |
| (新設) | 4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する | (新設) | 一~三 (略) とは次の各号に掲げるものをいう。 とは次の各号に掲げるものをいう。 2 (略) | | | |

| 6 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場 | 7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| | ことができる。 |
| | うち最大の額のみを自 |
| | の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補 |
| | ポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額 |
| | われていることが明らかである部分については、当該証券化エクス |
| | て行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行 |
| | 当該組合が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対し |
| | 流動性補完等が提供されている場合であって、当該流動性補完等が |
| (新設) | 6 組合が保有する証券化エクスポージャーに対して当該組合により |
| 5 (略) | 5 (略) |
| | 作成していること。 |
| (新設) | 七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を |
| | 必要な体制が整備されていること。 |
| | スク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために |
| | る証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリ |
| | 場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となってい |
| | から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している |
| (新設) | 六 組合が、第一条第一号の二イ又はロの規定により再証券化取引 |
| | 握するために必要な体制が整備されていること。 |
| | エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把 |
| (新設) | 五 組合の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化 |
| | するために必要な体制が整備されていること。 |

適用することができる。

スポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値をて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクび第二百三十条において同じ。)の証券化エクスポージャーについは、無格付(同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及は、無格付(同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及

でない ップ、 をいう。 再証券化エクスポージャー 裏付資産の全額が第 (証券化エクスポージャー 部に再証券化エクスポー 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化 為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要 請求権を除い 以下同じ。)であること。 順位の権利により裏付けられているもの 第 ジャーが含まれているものを除く。 である場合には、 の裏付資産の全額に対して、 順位の担保権を有しているもの又は 裏付資産の全部又は 工 クスポ ージャー 金利スワ

二 (略)

8

(略)

とすることができる。 付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏9 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

オフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては第二百二十六条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

る。 て適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対し合は、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エク

同じ。 ジャーであって 全額が第一 権を除い スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない 当該証券化エクスポー)であること 順位の権利により裏付けられているものをいう。 第 順位の 裏付資産の全額に対して、 担保権を有しているもの又は裏付資産の ジャー が最優先部分 金利スワップ (証券化 工 クスポー 請求 為替

7 二 (略)

いものとする。のリスク・ウェイトのうち、最も高のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個

〈標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額

オフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては第二百二十六条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

. 乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする. 、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を.

ント 用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセ 一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

ち未実行部分 零パーセント 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のう

四 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャ

百パーセント

ることができる。 組合は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異 ることができる。

乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を

セント 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 百パー

セント 契約期間が一年以下である無格付の適格流動性補完 二十パー

三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセ

|補完 | 零パーセント | 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動

| 5未実行部分 | 零パーセント | | 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のう

六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャ

マ・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができるとするオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される場合は、各信用供与枠に相なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相の異と、組合は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異と、「百パーセント」

(信用リスク・アセットの計算手法)

第 一百三十条 (略)

2 用する。 第二百二十五条第二 一項から第六項までの規定は、 前項の場合に準

3 5

(略)

(外部格付準拠方式)

には、 額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合 一百三十二条 次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの 適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応 内部格付手法採用組合が外部格付準拠方式により証

による。 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、 次の表に掲げるところ

スク区

証券化エクスポージャーを除

の場合

信用リ

証

券化

工

クスポ

ジャー

再

再

証券化エクスポー

分

の場合

Nが六以

上であり

上の場合 Zが六以

満の場合 Zが六未

ークスポ

当該再証

券化

当該

カゝ

(パーセ

(パーセ

ヤ 工

]

· が最優先

ヤー エク

当該証券 ント)

ント)

証券化エクス

証券

(信用リスク・アセットの計算手法)

一百三十条 (略)

2 用する。 第二百二十五条第二項から第五項までの規定は、 前項の場合に準

3 5 略

(外部格付準拠方式)

じ、 には、 券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合 ャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 一百三十二条 による。 次の各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージ 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、 適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応 内部格付手法採用組合が外部格付準拠方式により証 次の表に掲げるところ

| が ・ が 最優 ・ が 最優 ・ と ・ が も の 先 ・ が も の ・ に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に 。 に る に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 | ジ ヤ |
|---|---|
| | 信用リスク区分 |
| 大部分(内部評合を含む。)で | 証券化エクスポ り、かつ、当該 |
| | 証券化エクスポ(パーセント)(パーセント)り、かつ、当該合口の、かつ、当該日口の、かつ、当該日日のののの </td |
| | 合いた未満の場 |

| | 8 4 | 8 | 3 3 | 2 | 3 | 8 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|---------------|--|---------------------|----------|--------------|--------|-----------------|---|-----|----|----------|------|-------|------|----------|--------|-------|----------|----------|--------|--------------|--|--|
| | + | | <u>-</u> | | \ | | 1 | Ş | / / / l | | 場合 |)である | を含む。 | よる場合 | 価方式に | (内部評 | ージャー | エクスポ | 先証券化 | 一が最優 | ポージャ | 化エクス | | |
| | <u>-</u> | J | <u> </u> | ∃ | - | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 三十五 | | | _ - - - | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 四十 | = -1 -3 | 三 上 三 | _ | | - - - | | | | | | | | | |) | (パーセント | る場合 | 含む。)であ | による場合を | 内部評価方式 | ポージャー(ポージャーで | | |
| | 六十五 | 3 | ī - | <u> </u> | <u> </u> | = - | 1111 | | | | | | | | | | | | <u> </u> | (パーセント | ない場合 | ポージャーで | | |
| | | 8 8 0 | 8 | 3 | 8 | 3 | 8 | 3 - - | 8 | 8 | | 8 5 | | 8 4 | | 8 3 | | 8 2 | | 8 1 | | | | |
| | | | | | | | デ 十 | 1/1 | = | 三十五 | | <u>-</u> | | + | | + | | 八 | | 七 | | (パーセント) | | |
| 六百五十 | 六百五十 | | | | 二百五十 | | 百 | <u> </u> | -{ | t | | 五十 | | 三十五 | | <u>-</u> | | 十 | | 十五 | | + | | |
| | | | | | | | 七十五 | | | H | | | | 三十五 | | | | 二十五 | | <u>-</u> | | | | |

| ス ク 用 区 リ | - による。 二 短期を ポー | 8 12 | 8 11 | 8 10 | 8 9 | 8 | 8 7 | 8 6 | 8 |
|----------------------------|---|--------------|--------------|--------------|-------------|---------------------------|-------------|------------------------|---------------------------|
| | あ。 期格付の提ぶージャー | | | | | | 六十 | 三十五 | = + |
| 証券化エクスポージャ | ∽合のリス −の実効的 | | 六百五十 | 四百二十五 | 二百五十 | 百 | 七 | 五 | 三十五 |
| 証券化エクスポージャーを除証券化エクスポージャー(再 | .よる。 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、ポージャーの実効的な個数をいう。 かから ひとは、第二百三十七条第一項又は | 自己資 | ' ' | 土. | ' ' | | 七十五 | 五十 | |
| | 1人 (よ | 自己資本控除 | 七百五十 | 五百 | 三 百 | 二百 | 百五十 | 百 | 六十 |
| エクス | は、次の表に掲げるよ次号において同じ。 | | 判 | □1 | ⊢1 | <u></u> ⊢1 | +1 | | |
| 再証券化エクスポージャー | 。 格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。Nとは、第二百三十七条第一項又は第三項に定めるエクス | | 八百五十 | 六百五十 | 五 百 | 三百五十 | 二百二十五 | 百五十 | 百 |
| | による。 二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところ | | | | | | ポージャー | ア こよ、 育二 ヨニート ごえ 音 | 8—12 自己資本控涂 |

| 7 1 | | 分 |
|-------------|---|-----|
| 七 | ン (場) を よ 価 (| く。 |
| + | ン (パー と Z が 大 の | の場合 |
| <u> </u> | ン (満 Z ト) (パ の が | |
| +11 | 当該再証券 ヤーが最優 内部評価方式 (パーセント) (パーセント | |
| = |) (パー な | |

| 7 | 7 3 | 7 2 | 7 1 1 | |
|---------------------------|-------------|----------|-----------------|---|
| | 六十 | +11 | 七 | 証券化エクスポージャーが最優一ジャーが最優合を含む。)である場合のパーセント) |
| 自己資本控除 | 七十五 | 11+ | + 11 | (ペートンツ) |
| | 七十五 | 三十五 | 11+ | (パーセント) (パーセント) |

| 7 4 | 7 3 | 7 2 |
|--------|-------------|-------------|
| | 六十 | 十 二 |
| | 七 | 二 十 |
| 自己資本控除 | 七十五 | 三十五 |
| 本控除 | 百五十 | 四十 |
| | 二百二十五 | 六十五 |

一~三 (略)

3 • 4

(略)

(指定関数方式)

第二号に定めるところにより算出する。

、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、工クスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には第二百三十三条 内部格付手法採用組合が指定関数方式により証券化

(略

一〜三 (略)

3·4 (略)

(指定関数方式)

第二号に定めるところにより算出する。
第二号に定めるところにより算出する。
第二号に定めるところにより第出する所要自己資本の額は、
、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には
第二百三十三条 内部格付手法採用組合が指定関数方式により証券化

いずれか大きい方を乗じた額とする。 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又は口に掲げる

て 0.0056×T (当該証券化エクスポージャーが再証券化エクス

ポージャーである場合にあっては、0.016×T)

この式においては、(T)は、第二百三十六条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ

.

口 (略)

2~4 (略)

(エクスポージャーの実効的な個数 (N))

第二百三十七条 (略)

該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージ2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当

3 (略)

ーの EAD を用いる。

(裏付資産の加重平均 LGD(<u>LGD</u>))

第二百三十八条 (略)

2 (略)

ず、

LGD を百パーセントとする。

3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわら

いずれか大きい方を乗じた額とする。 一 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又は口に掲げる

イ 0.0056×T

この式においては、(I)は、第二百三十六条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ

口 (略)

2~4 (略)

H.

(エクスポージャーの実効的な個数 (N))

第二百三十七条 (略)

クスポージャーの EAD を用いる。 一について前項の計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エ2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャ

3 (略)

(裏付資産の加重平均 LGD(<u>LGD</u>)

第二百三十八条 (略)

2

(略)

―については、前二項の規定にかかわらず、<u>LGD</u> を百パーセント3 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャ

とする。

4

(略)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

(削る)

第二百四十二条

略

2

券化エクスポージャーについては、 的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、 額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準 部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証 ことができないときは、 ク・アセットの額を計算する場合で、 係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リス エイトを乗じた額をもって、 百三十三条の規定にかかわらず、 当該オフ・バランス資産項目に係る未実行 信用リスク・アセットの額とすること 想定元本額のうち未実行部分の 所要自己資本率の計算を行う オフ・バランス資産項目に 最も高いリスク・ウ 3

(削る)

ができる。

(削る)

(削る)

4 (略)

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第 一百四十二条 (略

2

与信相当額 る場合のオフ・ 完について指定関数方式により信用リスク・ 十パ 市場が機能不全となっている場合にのみ利用] セントの は 信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について バランス資産項目に係る証券化エクスポー 掛目を乗じた額とする。 アセット 可能な適格流動性補 の額を計算す ジャー

をもって、 ことができないときは、 るリスク・ウェイトのうち、 のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額と 部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バラン ク・アセットの額を計算する場合で、 係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リス して裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用され ス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額 第二百三十三条の規定にかかわらず、 信用リスク・ 当該オフ・バランス資産項目に係る未実行 アセットの額とすることができる。 最も高いリスク・ウェイトを乗じた額 所要自己資本率の計算を行う オフ・バランス資産項目に

契約期間 契約期間が が 年以内である適格流動性補完 年を超える適格流動 性補完 百パ 五十パーセント ーセント

市場が機能不全となって いる場合にのみ利用可能な適格流 動

完 二十パーセント

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百四十四条

る場合に準用する。 法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算す 第二百二十六条第一項第三号の規定は、内部格付手

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百四十四条 第二百二十六条第一項第五号の規定は、内部格付手

る場合に準用する。 法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算す

 \bigcirc 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年農林水産省告示第四号)

| 第六款 オプション取引 (第二百七十一条—第二百七十九 第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー (第二百七十 第二百六十九条) | 第三節 標準的方式 第三款 標準的方式によるマーケット・リスク相当額(第 第二款 | 第二節 内部モデル方式 (第二百四十九条—第二百五十六条 第一章 9第六章 (略) 第一章 マーケット・リスク 改 正 案 改 正 案 |
|--|--|---|
| 第六款 オプション取引 (第二百七十一条—第二百七十九第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー (第二百七十年) 第二百六十九条) | 第三節 標準的方式 | 第二節 内部モデル方式 (第二百四十九条—第二百五十六条) 第一章 (略) 第一章 マーケット・リスク 現 行 |

| (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) | (略) 第四節 証券化エクスポージャーに係る特例(第二百七十九条の二―第二百七十九条の五) 第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例(第二第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例(第二百七十九条の八―第二百七十九条の十三) 第八章 (略) 第八章 (略) |
|---|---|
| (定義) (定義) (定義) (新設) | 所則 第八章 (略) |

的として行われる証券化取引であって、 という。 により、 中小企業に対する金融の円滑化を主たる目 次に掲げる要件の全て

- に該当するもの
- (1)劣後部分を保有するものであること。 当該国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最
- (2) て経理することとされていること。 当該国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分し
- を定期的に公表していること。 当該国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報

(略)

十二の二 再証券化エクスポージャー 再証券化取引に係るエクス

ポージャーをいう。

デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらにつ いてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づい

十三~二十七 (略)

一十八 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・ て信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

二十九 (略

三十 ソブリン向けエクスポージャー ーをいう。 次に掲げるエクスポージャ

<u>-</u> -+ -

(新設)

十三~二十七 (略)

二十八 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ れらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみ ジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、そ を除く。)。 に基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものを ブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ いう(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティ クレ

二十九 (略)

三十 ソブリン向けエクスポージャー ーをいう。 次に掲げるエクスポージャ

イ~へ (略)

アシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フ開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、米州アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、

チ・リ (略)

三十一~六十七 (略)

(削る。)

イ~~ (略)

ブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリアジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、

チ・リ (略)

向けエクスポージャー

三十一~六十七 (略)

すものをいう。 動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満た、十八 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流

に類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることの信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これの信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これのに関係できない場合であって、その原因が証券化目的導管体に類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに類するときをいう。以下同じ。)に限り利用可能であることに類が、満期を迎えるABCPの借換えを行

六十九 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対

六十八 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対

う信用供与であって、次に掲げる性質を有するものをいう。たものをいう。以下この号及び第七十一号において同じ。)が行権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託し内でサービサー(委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲

イ・ロ (略)

六十九~七十三 (略)

七十五 七十四 取引 者に係る債権であるポジション 以下この号、 格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをい を除く。)であって、全ての裏付資産又は参照資産が単 デリバティブ(証券化エクスポージャーを参照するデリバティブ て同じ。) について売買双方の流動性のある市場を有する証券化 (第二十八号において指定している複数の法人又は資産をいう。 第七十六号及び第七章において同じ。 (再証券化取引を除く。 コリレーション・トレーディング 追加的リスク 第二百七十九条の六及び第二百七十九条の七におい デフォルト・リスク及び格付遷移リスク(又は特定順位参照型クレジット・ (単 の債務者に係るクレジット 裏付資産又は参照資産) をいう。 の債務

う信用供与であって、次に掲げる性質を有するものをいう。たものをいう。以下この号及び第七十二号において同じ。)が行権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託し内でサービサー(委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲

七十~七十四(略)

(新設)

(略)

(新設)

(新設

格付遷移リスクその

他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引

き起こすリスクをいう。

果を発揮するポジションをいう。

包括的リスク

デフォルト・リスク

・デリバティブを含む。

及び当該ポジションに対してヘッジ効

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

してはならない。 リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入 いる算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・ 二条の算式にマーケット・リスク相当額の係る額」という 工条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで

省令第十六号。第十条第二項第二号において「規則」という。)府令第十六号。第十条第二項第二号において「規則」という。) 特定取引勘定(農林中央金庫法施行規則(平成十三年内 閣

を設けた場合 次に掲げる条件の全てを満たす場合第六十五条第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。

きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十いる資産を除く。以下同じ。)及び負債の合計額のうち最も大おける特定取引勘定の資産 (証券化取引を目的として保有して率の算出を行う日(以下「算出基準日」という。)までの間に 直近の期末(中間期末を含む。以下同じ。)から自己資本比

ロ・ハ (略)

パーセントに相当する額未満であること。

たす場合 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全てを満

イ〜ハ (略)

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第四条 農林中央金庫が次の各号に掲げる要件を満たす場合には、第第四条 農林中央金庫が次の各号に掲げる要件を満たす場合には、第

省令第十六号。第十条第二項第二号において「規則」という。)府令第十六号。第十条第二項第二号において「規則」という。)特定取引勘定(農林中央金庫法施行規則(平成十三年内 閣

を設けた場合 次に掲げる条件のすべてを満たす場合第六十五条第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。

セントに相当する額未満であること。 額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーおける特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい率の算出を行う日(以下「算出基準日」という。)までの間に率 直近の期末(中間期末を含む。以下同じ。)から自己資本比

寺官文川勘口・ハ (略)

満たす場合 満たす場合 次に掲げる条件のすべてを二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件のすべてを

イ〜ハ (略)

(控除項目)

額とする。 第八条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計

一~五 (略)

九条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除、九条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除、第二百二十四条(第百四条、第百十三条第一項及び第二百七十二

項目の額の合計額

2

(略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 (略)

しない。
めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要2.農林中央金庫は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定

一 (略)

有している資産を除く。以下同じ。)

「別をいう。以下同じ。)に係る資産 (証券化取引を目的として保明第六十五条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取則第六十五条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取り第六十五条第二項に規定する場合 前号に定めるもの並び 非定取引勘定を設けた場合において第二条の算式にマーケット

(控除項目)

| 額とする。| 第八条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計

一~五 (略)

条第一項第一号ホ20及び第二百六十一条第二項において準用する第二百二十四条(第百四条、第百十三条第一項、第二百五十四

場合を含む。)に掲げ

(略)

2

(信用リスク・アセットの額の合計額

2 農林中央金庫は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定第十条 (略)

めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要

しない。

一 (略)

引をいう。以下同じ。)に係る資産 ・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並び・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並び二 特定取引勘定を設けた場合において第二条の算式にマーケット

三(略

三

(略)

- 45 -

3

(略)

(控除項目)

第二十条 合計額とする。 第十四条の算式において控除項目の額は、 次に掲げる額の

〈 匹 (略)

五. 第一 百二十四条 (第百四条) 第百十三 条第 項及び第一 一百七十

九条の五第二項において準用する場合を含む。 に規定する控除

項目の額の合計額

2 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十七条 (略)

2 数国間投資保証機関、 前項の規定にかかわらず、 アジア開発銀行、 国際復興開発銀行、 アフリカ開発銀行、 国際金融公社、 欧州復 多

興開発銀行、 資銀行、 カリブ開発銀行、 米州開発銀行、 イスラム開発銀行、 欧州投資銀行、 欧州投資基金、 予防接種のための国 北欧投

のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百四条 ヤーに係る信用リスクの 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にエクスポージ 一部を一又は複数の階層に分割して一又は

3

(略)

(控除項 É

第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、 次に掲げる額

合計額とする。

(略)

五.

条第一項第一号ホ22及び第二百六十一条第二項において準用する 第 百二十四条 項 百五十四

第百

兀

条

第百十二

一条第

第

場合を含む。 に掲げる額

2 (略)

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十七条 (略)

2 数国間投資保証機関、 前項の規定にかかわらず、 アジア開発銀行、 国際復興開発銀行、 アフリカ開発銀行、 国際金融公社、 欧州復 多

興開発銀行、 資銀行、カリブ開発銀行、 米州開発銀行、 イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀 欧州投資銀行、 欧州投資基金、 北欧投

行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、 零パーセントとす

る。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百四条 ャーに係る信用リスクの 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合がエクスポージ 部を 一又は複数の階層に分割して一又は

(特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除イブ(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ第百十六条 前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバテ

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

について準用する。

留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わなければな異なるときは、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、当該農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に当該信用リスクの残部農林の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、

その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

デリバティブについて準用する。

第百十六条

前

一条の規定は

その他の

特定順位参照型クレジット

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

る場合には第百十四条又は第百十六条の規定に従うものとする。が第二号に掲げるものである場合には第百十二条、第三号に該当す案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。)を勘クに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。)を勘

一•二 (略)

を除く。) 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(前号に掲げるもの

2~4 (略

・アセット) (標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク)

第

一の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャ場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分別では、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスクの額を算出する。 二百二十六条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合であって

げるところによる。 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に掲

イ オリジネーターのとき。

| | | 信用リスク区分 |
|------------|------------|-------------|
| ージャーを除く。)の | 一(再証券化エクスポ | 証券化エクスポージャ |
| (パーセント) | ーの場合 | 再証券化エクスポージャ |

る場合には第百十四条又は第百十六条の規定に従うものとする。が第二号に掲げるものである場合には第百十二条、第三号に該当す案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。)を勘

一·二 (略)

その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及び

2~4 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク

アセット)

一 長期格付の場合

イーオリジネーターのとき

| トーリスク・ウェイ | 信用リスク区分 |
|-------------|-------------|
| ウェイ | |
| <u>-</u> | 6 1 |
| 五十 | 6 2 |
| 刮 | 6 3 |
| 自己資本控除 | 6 4 |
| 本 控 除 | 6 5 |

| 6 1 1 | 信 月 リ ラ シ ろ ら ろ ろ ろ | 言用リスァステートインタのとき | 2 | 6 - 5 | 6 4 | 6 3 | 6 2 | 6 1 | |
|-----------|--|-------------------------|-----------|----------------------------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|----------|
| = | (パーセント) (パーセント) | | 1.4.0 | Ę - - - - - | . TI TI TI | 百 | 五十 | 귀 | (パーセント) |
| 四十 | | 手正参七二フスページャ | | 之 找 関 | | 二百二十五 | <u>百</u> | 四十 | |
| | Th | 信用リスク区分 7—1 7—2 7—3 7—4 | 二 短期格付の場合 | | パーセント) | | 信用リスク区分 6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 | ローイ以外のとき |) (パーセント |

| | | | | • | | | | |
|-------|-------|-------|---------------------|---------------------------|--------|-------|-------|-------|
| 7 3 | 7 2 | 7 1 | 信用リスク区分 | による。 短期格付の | 6 | 6 4 | 6-3 | 6 2 |
| 酊 | 五十 | = | 証券化エクスポージャー (パーセント) | よる。 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、 | 自己咨 | 三百五十 | 酊 | 五十 |
| 二百二十五 | 百 | 四十 | 再証券化エクスポージャ | は、次の表に掲げるところ | 自己資本控除 | 六百五十 | 二百二十五 | 百 |

| 特性を把握するために必要な体制が整備されていること。 該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の一般がである。 「は、、当年に把握するために必要な体制が整備されていること」 | 「日間である。 | | 基準」とは次に掲げるものをいう。 4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する | いこと。 いこと。 いこと。 いこと。 いこと。 いこと。 | 四(農林中央金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して付与一一〜三(略) | とは次に掲げるものをいう。 3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」2 (略) | 7—4 自己資本控除 |
|--|---------|--------------|---|-------------------------------|---------------------------------------|--|------------|
| (新設) | (新設) | (新設) 一・二 (略) | 基準」とは次の各号に掲げるものをいう。 4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する | | (新設) (略) | とは次の各号に掲げるものをいう。3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」2 (略) | |

| | スポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均 |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| て適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができ | いて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエ |
| スポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対し | び第二百三十一条において同じ。) の証券化エクスポージャーにつ |
| 合は、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エク | は、無格付(同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及 |
| 6 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場 | 7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合 |
| | の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。 |
| | 又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大 |
| | ク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー |
| | 当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リス |
| | 流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、 |
| | 部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該 |
| | 動性補完等が農林中央金庫が保有する証券化エクスポージャーの一 |
| | 央金庫により流動性補完等が提供されている場合であって、当該流 |
| (新設) | 6 農林中央金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して農林中 |
| 5 (略) | 5 (略) |
| | 作成していること。 |
| (新設) | 七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を |
| | るために必要な体制が整備されていること。 |
| | 括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握す |
| | なっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包 |
| | している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部と |
| | 券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有 |
| (新設) | 六 農林中央金庫が、第一条第一号の二イ又はロの規定により再証 |

を適用することができる。

をいう。 再証券化エクスポージャーである場合には、 裏付資産の全額が第 でない請求権を除いて、 (証券化エクスポージャー 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー 部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。 為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要 以下同じ。)であること。 順 ん位の権利により裏付けられているもの 第一順位の担保権を有しているもの又は の裏付資産の全額に対して、 裏付資産の全部又は 金利スワ

二 (略)

8 (略)

とすることができる。 付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏り 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ 2

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目をオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては第二百二十七条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

| 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信

同じ。)であること。

全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の

当該証券化エクスポージャーが最優先部分

(証券化

エ

クスポー

二 (略)

7 (略)

、標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額

乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする 大フ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては オフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては 第二百二十七条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる

| 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 | 百パー

/-- 用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセ

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用されいて、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかである部分につま株中央金庫は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出。

(信用リスク・アセットの計算手法)

算に用いることができる。

る信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計

第二百三十一条 (略)

用する。

△ 第二百二十六条第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準

セント

| ント |三|| 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 | 五十パーヤ

四 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性

補完。零パーセント四十場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な選格流動

| 5未実行部分 | 零パーセント | 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のう

ハ 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャ

百パーセント

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十一条 (略)

2 第二百二十六条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準

用する。

略

(外部格付準拠方式

第 化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの る信用リスク区分に応じ、 格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセッ トの額を算出する場合には、 一百三十三条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に外部 次に定めるリスク・ウェイトを当該証券 適格格付機関の付与する格付に対応す 第

による。 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、 次の表に掲げるところ

スク区 信用リ

証

券化

クスポー

ジャー

育

再証券化エクスポージャー

証券化エクスポージャーを除

の場合

分

の場合

化エクス 当該証券

ント)

ド

証券化エクス ージャー

証券化エクス

- が最優

による場合を 内部評価方式

(パーセント

ない場合

ポ

ージャー

で

上であり Nが六以

上の場合 Nが六以

満の場合

エクスポージ

工

クスポージ

Zが六未

当該再証券化

当該

再証券化

カュ

パーセ

(パーセ

ヤーが最優先

が最優先

3 5 略

(外部格付準拠方式)

該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アヤ る信用リスク区分に応じ、 トの額を算出する場合には、 格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセッ ットの額とする。 一百三十三条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に外部 次の各号に定めるリスク・ウェイトを当 適格格付機関の付与する格付に対応す

による。 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、 次の表に掲げるところ

| 8 1 | 信 用 リス ク 区 分 |
|-------------|---|
| 七 | 信用リスク区分 Zが六以上であ Zが六以上の場 Zが六未満の場り、かつ、当該 合 合 (パーセント) 一ジャーが最優 先部分(内部評 |
| <u>+ </u> | 合 (パーセント) 場 |
| <u>-</u> | 合(パーセント) |

| 8 6 | | 5 | 3 5 | 8 4 | 3 | 8 | 3 3 | 8 | 3 2 | 8 1 | 3 | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------|---------------|---------|---------------|------------------------------|---------------|------------------|----------------|-------|------------------|----------------|-------|--------------|----------|----|---------------------------|------|-------------|------|-------|------|-------|------|
| 三十五五 | | <u>-</u> + | 1 1 1 | + = | 1 | + | - | J' | J | + | 11 |) | / / / l | (%) | 場合 |)である | を含む。 | よる場合 | 価方式に | (内部評 | ージャー | エクスポ | 先証券化 |
| 五十 | <u>; ;</u> | = + ± | | <u>-</u> | 111 | 1 | | | 1 | | 111 | | | | | | | | | | | | |
| + | - | | | = + = | ī | | | = + ± | ī | _ + | | | | | | | | | | | | | |
| 百 | . | オ | | <u>п</u> Н | | = + 3 | | = + = | | _ - - + | 1 (パーセント | | | | | | る場合 | 含む。)であ) | | | | | |
| 百 五 十 | | Ĕ | i | デ 十 王 | ī. | <i>∃</i> † | ī | <u> </u> | | <u>=</u> + | | | | | | | | | | | | | |
| | 8 11 | 3 2 | 8 1 | 3 1 | 8 1 | 3 0 | 8 | 3 - - | 8 | 3 | 8 | 3 7 | 8 | 3 | | 8 | | 8 4 | | 8 3 | | 8 2 | |
| | | | | | | | | | | | デ 十 | 7 | = + = | | | <u>-</u> | | + | | +1 | | 八 | |
| | 自己資本担除 | | プ 音 丑 十 | | 四 译 二 十 <i>王</i> | | - - - - | | Ĕ | | -t -† -7 | 1 - 1 | 3 | ī | | 三十五 | | <u>-</u> | | 十八 | | 十五 | |
| | | | | | | | | | | | | ī | 1 | - | | | | 三十五 | | | | 二十五 | |

| 分 ス 信 ク 用 区 リ | (注) R (I) R (I | 8 12 | 8 11 | 8 10 | 8 9 | 8 8 |
|--|--|--------------|--------------|--------------|-------|-------------|
| N N N< | まる。 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところ ポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。 、 | 自己資本控除 | 六百五十 | 四百二十五 | 二百五十 | 百 |
| 当該再証券化エクスポージャー再証券化エクスポージャー | 1人 (よ | 本控除 | 七百五十 | 五百 | 三百 | 二 百 |
| 当該再証券化 | 次の表に掲げるところ第三項に定めるエクス | | 八百五十 | 六百五十 | 五百 | 三百五十 |
| 信用リスク区分 大部分(内部評) 信用リスク区分 スが六以上であ スが六以上の場 スが六未満の場 上ジャーが最優 (パーセント) (パーセント) | による。 ニー 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところニー 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところ | | | | | |

ポージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。 Nとは、第二百三十八条第一項又は第三項に定めるエクス

8 | 7

六十

七十五.

百五十

二百二十五

注

| 7 3 | 7 2 | 7 1 1 | |
|-------|----------------|-----------|--|
| 六十 | +11 | 七 | ン (場) を |
| 七十五 | 11+ | +11 | ント (パーの 場 セ |
| 五 | 三十日 | 1+ | ン (パ ト) し 場 セ 合 |
| 百五十 | 四十 | 11+ | エクスポージャー (パーセント 1 ま) を 1 を 1 を 1 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 3 を 3 を 4 を 5 を |
| 二百二十五 | 六十五 | 三十 |) (な |

| 7 4 | 7 3 | 7 2 | 7 1 1 | |
|--------|-------|----------|-----------------|--|
| 自己資本控除 | 六十 | +11 | 七 | 価方式による場 合を含む。) で ある場合 (パーセント) |
| | 七十五 | 11+ | + 11 | |
| | 七十五 | 三十五 | 1 | |

7—4 自己資本控除

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー 2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最多において「推定格付」という。)に対して適格格付機関の付与する格付(以下この条において同じ。)は、当該証において「推定格付」という。)を有するものとみなす。 2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー 2

一~三 (略)

3 • 4

(略)

第二百三十四条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に指定(指定関数方式)

額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・ア関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの

所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。セットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する

いずれか大きい方を乗じた額とする。 一 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又は口に掲げる

イ 0.0056×T (当該註券化日クスポージャーが再註券化日クス

一〜三 (略)

3·4 (略)

(指定関数方式)

所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。セットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの関ニーニーの条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に指定

一 (略)

いずれか大きい方を乗じた額とする。 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又は口に掲げる

ィ 0.0056×T

第 第 第 3 2 3 2 $\frac{2}{4}$ 該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージ 一百四十三条 一百三十八条 (裏付資産の加重平均 LGD(<u>LGD</u>)) (エクスポージャーの実効的な個数 (N)) (内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等) LGD を百パーセントとする。 再証券化エクスポージャーについては、 一百三十九条 ーの EAD を用いる。 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、 口 (略) (略) ポージャーである場合にあっては、0.016×T) この式においては、 出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ (略) (略) (略) (略 (略) (T)は、第二百三十七条の規定により算 前項の規定にかかわらず 当 第一 2 第一 2 第 3 3 2 \ 4 する。 ―

について前項の計算を行う場合は、 一については、 クスポージャーの EAD を用いる。 一百四十三条 一百三十九条 一百三十八条 (エクスポージャーの実効的な個数 (N)) (内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等) (裏付資産の加重平均 LGD(<u>LGD</u>)) 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャ 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャ 口 (略) 略) この式においては、 出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ (略) 略 前項の規定にかかわらず、LGD を百パーセントと (略) 略 (略 (T)ĵ; 第二百三十七条の規定により算 当該裏付資産である証券化

(削る。)

2

(削る。

(削る。)

(削る。

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算す第二百四十五条 第二百二十七条第一項第三号の規定は、内部格付手

2 与信相当額は、 る場合の 完について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算す 場が オフ・ 機 能 不全となって 信用リスク想定元本額の未実行の部分の額につい バランス資産項目に係る証券化 いる場合にのみ利用可能な適格 工 ークスポ 流 動 性

一十パーセントの掛目を乗じた額とする。

第二百三十四条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。 をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

| 契約期間が一年以内である適格流動性補完 | 五十パーセント

二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント

補完 二十パーセント 一 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算す第二百四十五条 第二百二十七条第一項第五号の規定は、内部格付手

る場合に準用する。

(マーケット リスク相当 「額の算出)

第 リスク、個別リスク、 九条の八の規定に基づき、 に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。 スクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。 百四十八条 マーケット・リスク相当額の合計額とは、 追加的リスク及び包括的リスク コリレーション・トレーディングの個別 (第二百七十 般市場 第

2 て使用しなければならない。 百五十六条に基づき承認が取り消された場合を除き、 いるものとする。 農林中央金庫は、 次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用 ただし、 マーケット 内部モデル方式を用いる場合には、 リスク相当額の算出に当たっては これを継続し 第一 2

3 及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、 を農林中央金庫のマーケット スク若しくは 農林中央金庫は、 般市場リスクの別に、 リスク・カテゴリーの別、 リスク相当額とすることができる。 次節に定める内部モデル方式 拠点の別又は個別リ 算出結果の合計

(承認申請書の提出)

第 一百五十条 (略)

2 前 項の承認申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

(略

V :

る場合に準用する。

ケット IJ スク相当額の算出)

場合には、 標準的方式を用いるものとする。 に当たっては、 一百四十八条 これを継続して使用しなければならない。 第二百五十六条に基づき承認が取り消された場合を除 第二節に定める内部モデル方式又は第三節に定める 農林中央金庫は、 ただし、 マーケット・リスク相当額の算出 内部モデル方式を用いる

定め、 般市場リスクの別に、 とすることができる。 を要する。 を用いる場合には 農林中央金庫は、 算出結果の合計を農林中央金庫のマーケット・リスク相当額 一般市場リスクについても当該方式を用いること 業務の別 ただし、 内部モデル方式及び標準的方式の適用対象を 拠点の別又は個別リスク若しくは 個別リスクの算出に内部モデル方式

(承認申請書の提出)

一百五十条

(略

V)

2 前項の承認申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

略

)の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準にを計測するために内部で構築されている手法をいう。以下同じ。一 リスク計測モデル(農林中央金庫がマーケット・リスク相当額

四(略

適合していることを示す書類

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

一 (略)

2

前項の

「定性的基準」とは、

次に掲げるものをいう。

一百五十一条

(略)

、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。 (第二百五十四条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。) を定期的に実施して同じ。) 及びストレス・テスト(リスク計測モデルについて、で同じ。) 及びストレス・テスト(リスク計測モデルについて、手来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発いる損益に関する分析を行うことをいう。) を定期的に実施し生する損益に関する分析を行うことをいう。) を定期的に実施していること。

三~八 (略)

── ーセントの信頼区間を使用し、保有期間(ポジションを保有する一 バリュー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パ3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

に適合していることを示す書類。) の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準ーケット・リスク相当額を算出するための方法をいう。以下同じ三 リスク計測モデル (農林中央金庫が内部モデル方式においてマ

四(略

一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準

第二百五十一条 (略)

前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

2

一 (略)

二 マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テスティング こと。

三~八 (略)

- セントの信頼区間を使用し、保有期間(バリュー・アット・リー バリュー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パ3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

値とみなすことができる。
り換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した数・アット・リスクについては、適切であると認められる方法によっただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリューと仮定する期間をいう。以下同じ。)は十営業日以上とすること

二 (略)

反映するための更新及び推計が行われなければならない。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を四、ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。

五 (略)

用いていること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。)をてのプライシング・ファクター(金融商品の価格に影響を及ぼすす)。前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全

 $VAR(t) \times \sqrt{\frac{10}{t}}$

 VAR(t)は、保有期間をt営業日として算出したバリュー・アー・リスク (ただし、tが十を下回る場合に限る。)

二 (略)

の掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにそ三 ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場

反映するための更新及び推計が行われなければならない。 ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を四 ヒストリカル・データが三月に一回以上更新されていること。

五 (略)

(新設)

| ートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をむ直近二百五十営業日の日ごとの損益(実際に発生した損益又はポがる超過回数(内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含係、実際のでは、次の表の上欄に掲集を表し、乗数) | (削る。) |
|---|---|
| の平均に次条に定める乗数を乗じて得た額 □ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アット・リスク □ 算出基準日のバリュー・アット・リスク □ 算出基準日のバリュー・アット・リスク □ (内部モデル方式によるマーケット・リスク | (削る。) |
| 八 (略) | 十(略) |
| | する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見算出したバリュー・アット・リスクをいう。以下同じ。)を算出 |
| | データを農林中央金庫が現に保有するポートフォリオに適用して含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・ |
| | |
| 六·七 (咯) | 七・八 (略) でない。 でない。 でない。 でない。 でない。 では全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、こ |

同表の下欄に定める値とする。
リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。)に応じ、リスク計測モデルを使用して算出した日ごとのバリュー・アット・いう。)のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日として

| 十 以 九 八 七 六 五 四 三 二 一 零 上 | 超過回数 |
|---|------|
| 四三三三三三三三三八 五五四 0000000000000000000000000000000000 | 乗数 |

3 農林中央金庫が内部モデル方式を用いている場合に、超過回数が 過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。2 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であって

の基準)
(個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認

モデル方式を用いることができる。部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部第二百五十二条 農林中央金庫は、一般市場リスクの算出について内

2 中央金庫 相当額の合計額に加えなければならない。 加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、 を内部モデル方式を用いて計測する場合には、 をいう。以下この項及び第五項において同じ。)に係る個別リスク 加えることができる。 モデル方式を用いて計測し 農林中央金庫は、 は、 上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内 債券等 (第二百五十八条に規定する マーケット・リスク相当額の合計額 この場合において、 当該債券等に係る追 マーケット・リスク 「債券等」 農林

るかを審査するとともに、前項に基づいて追加的リスクを内部モデスク計測モデル」という。)について次項に規定する基準に適合すりに係るリスク計測モデル(以下この項及び次項において「個別リスクに係るリスク計測モデル(以下この項及び次項において「個別リスクに係るリスク計測モデル(以下この項及び次項において「個別リスクの場所の定量的基準のほか、個別リスクの関係のでは、前条単一のでは、一個別リスクのでは、一個別リスクののでは、一個別リスクののでは、一個別リスクのでは、一個別リスクののでは、一個別リスクのでは、一個別リスクののでは、一個別リスクのでは、一個別リスク及び追加的リスクののでは、一個別リスク及び追加的リスクののでは、一個別リスク及び追加的リスクののでは、一個別リスク及び追加的リスクののでは、一個別リスク及び追加的リスクののでは、一個別リスク及び追加的リスクを内部モデ

農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。出書に超過回数が五回以上となった原因を分析した書類を添付して五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届

(個別リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第

号ハに規定する影響に当たるものとする。 使用を認めるとができる。この場合において、 とするときは、 加えて個別リスクの算出についても第二 タを代理変数によって補完することによる影響は、 きるときは することが十分に保守的であることを農林中央金庫が示すことがで ティを反映してい る場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリ の定量的基準のほ めに農林中央金庫が入手可能なヒストリカル・データが不十分であ ついても審査しなければならない。 百五十四条 同条第三項の規定にかかわらず 第 農林水産大臣及び金融庁長官は、 か ない場合であって、 一百五十一条第 次の各号に掲げる基準に適合するかどうかに 一項の定性的基準及び同条第三項 ただし、 代理変数によってこれを補完 一百四十九条の承認をしよう 個別リスクの算出のた リスク計測モデルの ヒストリカル・ 同条第一 般市場リスクに 一項第四

リスク計測モデルが次に掲げる条件を満たすこと。

リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把

ケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならな って、 たるものとする。 完することによる影響は にかかわらず、 ことを農林中央金庫が示すことができるときは、 ポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であ ヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくは ルを用いて計測する場合には、 この場合において、 (以 下 ただし、 代理変数によってこれを補完することが十分に保守的である 「追加的リスク計測モデル」という。)について第五項に 個別リスクの算出のために農林中央金庫が入手可能な 個別リスク計測モデルの使用を認めることができる ヒストリカル・データを代理変数によって補 同条第二項第四号ハに規定する影響に当 追加的リスクに係るリスク計測モデ 前条第三項の規定

4 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

- リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケー リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケ

ット・リスク全体に与える影響を把握していること。

スク」という。)を把握していること。 ポジションの有するリスク(次項第七号において「ベーシス・リ信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえない 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、

五 イベント・リスク (個別リスクのうち、例外的な事態が生じた

握していること。

ないポジションの有するリスクを把握していること。、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえ同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係

ホ

一定の水準にあるとの前提を置くことができる。 林中央金庫の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが 林中央金庫の管理の状況に応じて調整のうえ、第五章に規定 でる基準を適切に充足していること。この場合において、農 は、集中度、ヘッジ状況及びオ

は同章に基づき賦課される額を下限としていること。 無格付の流動性補完又は信用補完であるものの所要自己資本控除とすることが規定されているものは同様に扱い、かつ、 温券化エクスポージャーのうち、第六章において自己資本

していることを説明できること。へいック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握へ

ジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのも、流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポ

じ。)を正確に把握していること。| 場合に発生し得る危険(追加的リスクを除く。)をいう。以下同

- ていることを説明できること。

 「バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握し
- 保守的に把握していること。ションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで七、流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジ

2

- 5 追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。
- | 一 | 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプシー | 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプシー | 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプシー | 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプシー
- 二 追加的リスクを算出する場合には、 必要な期間 影響を与えることなく、 保有期間に流動性ホライズン(保有するポジションの市場価値に の信頼区間を使用し、 上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適 いて同じ。 (三月以上に限る。 を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以 保有期間は 当該ポジションを全て入れ替えるために をいう。 年以上とすること。 片側九十九・九パー 第八号及び第九号にお ただし、 ーセント 3
- 加的リスクが増幅される効果を勘案していること。 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追

切であると認められる場合はこの限りでない。

とで保守的に把握していること。

- していること。

 に与えうる影響を、ストレス・テスト等の適切な手法により把握に与えうる影響を、ストレス・テスト等の適切な手法により把握ていない部分について、農林中央金庫が、当該リスクの自己資本でいない部分について、農林中央金庫が、当該リスクの自己資本でいない部分について、農林中央金庫が、当該リスクの自己資本でいること。
- 金融庁長官は、リスク計測モデルがデフォルト・リスクを十分に に規定する額に加えた額をマーケット・リスク相当額とするときは に規定する額に加えた額をマーケット・リスク相当額とするときは に規定する額に加えた額をマーケット・リスク相当額とするときは に規定するをである。
- し、前項第一号ホただし書の要件を満たすことを要する。して算出し、その算出の合理性を説明することができた額。ただデフォルト・リスクのために必要な自己資本額に相当するものと一、農林中央金庫がリスク計測モデルによる算出以外の方法により
- ・五で除して得た額と同一の手法によって算出した信用リスク・アセットの額を十二二 農林中央金庫が信用リスク・アセットの額の算出に用いる手法

兀 ないこと。 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案してい

五. 集中リスクを把握していること。

ョンの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ ポジシ

七 主要なベーシス・リスクを把握していること。

八 伴う潜在的なリスクを把握していること。 該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに 見込まれ、 債券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないと かつ、 それによる影響が重大と認められるときは、 当

九 を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック 間におけるヘッジのリバランスの効果について、 ・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。 ダイナミック・ ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期 次に掲げる要件

額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによ る影響を勘案していること。 追加的リスク計測モデルにおいて、 マーケット・リスク相当

口 クの把握の向上に寄与することを説明していること。 農林中央金庫が 農林中央金庫が当該リバランスの効果を認識することがリス

ヘッジに用いる金融商品が取引される市場が

+債券等の非線形リスクを把握していること。 -分に流動的であることを説明していること。

> 4 した場合には適用されない。 を含む。)に定める要件は、 第一 項 第一 -号 ホ (2) (第二項第一号ただし書において準用する場合 農林中央金庫が次に掲げる事項を立証

型証券化取引においてはクレジット・ ジャー(クレジット・デリバティブを主要な構成要素とする合成 高く取引の活発な市場における反復継続的な参加者であること。 農林中央金庫が、 第一項第一 号ホ2)に掲げる証券化エクスポ デリバティブ) の流動性が

二前号に定める市場に、 来ること。 る意図をもって提示する売却及び購入の価格が常に存在し、 以内になされ イ又はロとの関連性が合理的に認められる価格による約定が一日 かつ、 当該価格で取引慣行に従い短時間で決済出 互いに独立した者が真に取引を成立させ 次の

1 直近の約定価格

口 て提示された売却又は購入の価格 価格競争的な市場において真に取引を成立させる意図をもっ

三 内部的な手法により計測していること。 のデフォルト・リスクを、 に規定する要件を満たしたうえで、 十分な市場データを農林中央金庫が保有し、 階層化によるリ 当該証券化エクスポージャー スクの特性も含めて、 第 項 第 一号ホ (1)

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第 リスクは一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。 回以上の頻度で計測するものとし、 び個別リスクに係るマーケット・リスク相当額は、 合計額とする。 百五十三条 ただし、 内部モデル方式を用いて算出する一 バリュー・アット・リスクは一営業日に ストレス・ バリュー・アット・ 般市場リスク及 次に掲げる額の

次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

口 クの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額 算出基準日のバリュー・アット・リスク 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アット ・リス

次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額 算出基準日のストレス・ バリュー・アット・リスク

口 ット・リスクの平均値に前号ロの乗数を乗じて得た額 算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュー ア

する。 リスク相当額は、 ただし、 追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リ 次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額と

内部モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係るマーケット

2

スクの額は、 週間に 回以上の頻度で計測するものとする。

算出基準日の追加的リスクの額

算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

(乗数)

| 九八七六五四三二一零 | 超過回数 乗 | とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 |
|-------------------------------------|--------|---|
| 三 三 三 三 三 三 三 三 八 七 六 五 四 〇 〇 〇 〇 〇 | 数 | る部分について、算出基準日を含いて発生したと想定される損益をいて発生したと想定される損益を 共の額が、保有期間を一日として 共の額が、保有期間を一日として サスク計測モデルを除く。)を使 リスク計測モデルを除く。)を使 |

十以上

過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。 超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超2 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であって

(変更に係る届出)

ればならない。
、その旨及びその内容を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なけ、その旨及びその内容を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なけを受けた場合に、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく第二百五十五条 農林中央金庫が内部モデル方式の使用について承認

一・二 (略)

二 第二百五十一条及び第二百五十二条に規定する承認の基準を満

(略)

たさない事由が生じた場合

2

(承認の取消し)

る場合、第二百四十九条の承認を取り消すことができる。 第二百五十六条 農林水産大臣及び金融庁長官は、次の各号に該当す

(変更に係る届出)

、その旨及びその内容を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なけを受けた場合に、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく第二百五十五条 農林中央金庫が内部モデル方式の使用について承認

一・二 (略)

ればならない。

由が生じた場合 第二百五十一条及び前条に規定する承認の基準を満たさない事

2 (略)

(承認の取消し)

る場合、第二百四十九条の承認を取り消すことができる。第二百五十六条 農林水産大臣及び金融庁長官は、次の各号に該当す

ことが不適当と認められる場合、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する第二百五十四条第一項に規定する超過回数が十回以上であって

不適当と判断したとき。 する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることがする場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当一 農林中央金庫が第二百五十四条第三項に定める届出を怠った場

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

(削る。)

(略

する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当二 農林中央金庫が第二百五十三条第三項に定める届出を怠った場ことが不適当と認められる場合

第二百五十三条第一項に規定する超過回数が十回以上であって

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺等)

不適当と判断したとき。

第二百六十条 (略)

2

リスク」と、 ものとする。 千二百五十パーセント」 ク削減」 を採用した場合に」とあるのは この場合において する場合には、 ィブ又はその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブを保有 ついては読み替えを行わない とあるのは「農林中央金庫は」 バティブ、 農林中央金庫がファースト 「ポジション」 とあるのは ただし セカンド・ 「与信相当額」とあるのは「ポジションの額」と、 第百十二条から第百十六条までの規定を準用する。 「ヘッジ」と、 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は 第百十三条第 とあるのは 信用リスク・アセット」 トゥ・デフォルト型クレジット・ ・トゥ・デフォルト型クレジット・ 「農林中央金庫が」と、 ۲ 「エクスポージャー」 百パ 項の「エクスポージャー」に 「農林中央金庫が標準的手法 セント」 とあるのは と読み替える 信用リス デリバテ とあるの 個別

(金利リスク・ カテゴリー の個別リスク)

(削る。)

第

一百六十一条

略

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第 リーの個別リスクの額は、 乗じて得た額とする。この場合において、 及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、 指数のポジション同士は相殺することができる。 一百六十六条 第二百五十七条第二号に掲げる株式リスク・カテゴ 株式等の全てのロング・ポジションの額 同一銘柄又は同 八パーセントを 一の株価 第

2 3 略

第四節 証券化エクスポージャーに係る特例

(標準的手法を採用している農林中央金庫における証券化エクスポ

(金利リスク・カテゴリー の個別リスク)

第 一百六十一条 略

2 同章第 で除して得た値を前項のリスク・ウェイトとする。 7-3又は8-8以上である格付を付している証券化エクスポ 付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が6 第一 ーについては、 証券化エクスポージャー 節及び第三 節及び第一 二節第 前項の優良債の規定を用いるものとする。 一節第 款の規定を準用する。 款に定めるリスク・ウェイトを十二・五 の個別リスクにつ いては、 この場合において ただし 項及び第六 適格格 3

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

2 • 額及びすべてのショート・ポジションの額の合計額に、 リーの個別リスクの額は、 柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。 一百六十六条 パーセント)を乗じて得た額とする。この場合において、同一銘 (ポートフォリオの流動性が高く) (略) 第二百五十七条第二号に掲げる株式リスク・カテゴ 株式等のすべてのロング・ポジションの カゝ 分散されている場合は 八パーセン

(新設

- 75 -

| 九 | \ <u></u> | 6 3 |
|--|--|--|
| Л | 四 | 6 2 |
| 11 • 11 | 一 · 六 | 6 1 |
| 再証券化エクスポージャーの場合 | 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く。) の場合 | 信 用 リス ク 区 分 |
| による。 一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところの領別リスクの額とする。 個別リスクの額とする。 個別リスクの額とする。 一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところの額別リスクの額とする。 による。 による。 一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。 一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。 による。 | による。 一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げると 地対スクの額とする。 一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げると による。 一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げると による。 一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げると による。 一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げると による。 | 第二百七十九条の二 前三 第二百七十九条の二 前三 を算出する場合には、海 を算出する場合には、次に リスク区分に応じ、次に 又は第二百六十条に定め 銘柄ごとに相殺した後の 超別リスクの額とする。 一 長期格付の場合のほ による。 |

| (内部格付手法を | 7 4 | 7 3 | 7 2 | 7 1 1 | 信 用 リス ク 区 分 | による。短期格付の提 | 6—5 | 6 4 |
|--------------------------------|--------|--------------------|-------|-----------|-----------------------------------|---------------------------|--------|-------|
| •採用している農林中央 | 自己次 | N | 四 | 一,六 | 正券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く。)の場合 | よる。 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、 | 自己咨 | 二十八 |
| (内部格付手法を採用している農林中央金庫における証券化エクス | 自己資本控除 | 力 | Л | 11 1 | 再証券化エクスポージャ (パーセント) | は、次の表に掲げるところ | 自己資本控除 | 五十二 |

| 先 ボージャ 上であり 上であり 上であり 上の場合 満の場合 ボージャ ント) ント) ント) ント) | A C。 | 第二百七十九条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対条又は第二百六十条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの個別の銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じを個別リスクの額とする。 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げを個別リスクの額とする。 による。 |
|--|------------------|--|
| 含む。) であ当該再証券化当該再証券化出方スポージエクスポージエクスポージエクスポージボージャー (ポージャーでポージャーでによる場合を(パーセント | の場合 再証券化エクスポージャー | 節の規定にかかわらず、内部格付手法を採 節の規定にかかわらず、内部格付手法を採 が証券化エクスポージャーの個別リスクの のネット・ポジションの額に乗じて得た額 のネット・ポジションの額に乗じて得た額 |

| | 8 | 8 - 5 | 8 4 | 8 3 | 8 2 | 8 1 | |
|---|----------------------|-------------|------------------|---------------|------------------|-------------|--------|
| | 八〇 | 一 - 六〇 | 〇 · 九 六 | 八 () | 〇 · 六 四 | ・五六 | ン (|
| | 四・ | 二、八〇 | 一・六〇 | 一 四 四 | | ・九六 | |
| | | | 一、八〇 | | 11.00 | 一六〇 | |
| | 八 . 00 | 四・八〇 | 110 | 二、八〇 | | 一、六〇 | (パーセント |
| _ | +1.00 | 八 . 0 0 | 五. 二〇 | • | | 一. 四〇 | |

| | 分 ス 信 ク 用 区 リ | による。短期格 | 8 12 | 8 11 | 8 - 10 | 6—8 | ∞ — ∞ | 8 7 |
|---|---------------------|------------|--------------|--------------|--------------|----------|---------------------|-------------|
| NNN <t< td=""><td>証券化エクスポージ 証券化エクスポージ</td><td> </td><td></td><td>五十二・〇〇</td><td> </td><td>00 • + </td><td>八.00</td><td>八〇六・</td></t<> | 証券化エクスポージ 証券化エクスポージ | | | 五十二・〇〇 | | 00 • + | 八.00 | 八〇六・ |
| ント) は (パーセ) を を おが た を を も た に た に た り に た り に り た り た り た れ り た り た れ り た り た り た り た | ジャー (再 | ク・ウェイ | 自己資本控除 | Ol | Ol | <u> </u> | | 六・〇〇 |
| 証券化エクスポージま該再証券化エクスポージ | 再証券化エクスポージャー | | 本控除 | 六十・〇〇 | 四十・〇〇 | | 十六・〇〇 | +11.00 |
| 証券化エクスポージま該再証券化エクスポージ | スポージャー | 次の表に掲げるところ | | 六十八・〇〇 | 五十二・〇〇 | 四十・〇〇 | 二十八・〇〇 | 十八・〇〇 |

| | 本 控 除 | 自己資本控除 | | | 7 4 |
|---------------|--|--------|------|----------|-----------|
| 十八・〇〇 | 00.11+ | 六•○○ | 六 | □・八○ | 7 3 |
| 五. 二〇 | 111 - 110 | 二、八〇 | 一、六〇 | ・九六 | 7 2 |
| | 1 • 40 | 1・六〇 | 〇・九六 | 〇・五六 | 7 1 1 |
|) (パージャーント | ポージャー (内部評価方式 (パーセント であ であ であ であ であ であ であ で | | | ン (場) を | |

(新設)

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第 は えられた前項第 七十九条の二及び第二 百 証券化エクスポージャー 第 この場合において、 個別リスクの額」 七十九条の四 とあるのは と 百七十九条の四第 同条第六項中 号 「第二百七十九条の四 第 と 一百七十九条の三」 と読み替えるものとする。 百百 同条第二項中 同条第四項 の個別リスクの額の計算について準用す 「信用リスク・アセットの 一十六条第 項の規定により 护 「前項」とあるのは 第一 |項から第六項までの Ł 第 読み替えられた第一 項 同条第三項 一項第一 の規定により 号 額」とあるの 中 とあるの 「第二百 読み替 前 規 項第 定は 項

2 カコ えられた二百二十六条第二 資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けて かわらず、 額を無格付の証券化エクスポージャー る場合は、 の算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原 項の規定により読み替えられた第二 お いて 同じ。 当該証券化エクスポージャーに係る原資産の信用リス 第二百三十四条第 の個別リスクの 一項各号に該当する場合を含む。 項第二 額とすることができる。 一百二十六条第一 一号に規定する所要自己資本 (前項の規定により読み替 項 以下この の規定に

産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資項の規定にかかわらず、農林中央金庫は、無格付の証券化エクスポージャーの規定により読み替えられた第二百二十六条第二項及び前

優先され、 当該無格付の証券化エクスポージャーは、 券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、 ウェイトを下回らないものとする。 ができる。 をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用すること 合計額で除した値をいう。 当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層 より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の ト及び集中レシオ クに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセン スク・ウェイトは、 一項の規定にかかわらず ただし、 カゝ ? 格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ (当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証 当該集中レシオが十二・五以上である場合は、 当該無格付の証券化エクスポージャーよりも 以下この項において同じ。 無格付の証券化エクスポージャーの 自己資本控除とする。 を乗じた値

4

(自己資本控除とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

一の一般市場リスクは算出することを要しない。自己資本控除とされる場合については、当該証券化エクスポージャ第二百七十九条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーが

規定を準用する。れる場合については、第二百二十四条(第一項第二号を除く。)のれる場合については、第二百二十四条(第一項第二号を除く。)の2

第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特

(新設

例

(特定順位参照型クレジット・ デリバティブの個別リスク)

第 づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の ノスクの 百七十九条の六 スト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別 額は、 第 一百五十九条又は第二 第一節から前節までの規定にかかわらず、 一百六十条に定める要領に基 ファ

各号に掲げる額のうち、 いず れか小さい額とする。

ブに係る参照資産の個別リスクの 当該ファースト・トウ・ デフォルト型クレジット・ 額の合計額 デリバティ

ブに係る契約において発生し得る最大の損失額 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット デリバティ

トゥ・

2

個別リスクの額は、 デフォルト型クレジット・ ディングに係るものを除く。 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・ 第二百五十九条又は第二百六十条に定める要領 デリバティブ及びコリレーション・ト 以下この項において同じ。 に係る

次の各号に掲げる額のうち、 に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ いずれか小さい額とする。 ポジションの額における

次のイに掲げる額からロ に掲げる額を控除した額

イ 産の 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資 個別リスクの額の合計額

口 産のうち、 「該特定順位参照型クレジット・ あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減 デリバティブに係る参照資

のから順に合計した額じた数に等しい個数の参照資産の個別リスクの額を、小さいも

いて発生し得る最大の損失額 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約にお

3 読み替えるものとする。 ポージャー」とあるのは、 別リスクの額の算出については、 ングに係るものを除く。 位参照型クレジット・デリバティブ ィブ(コリレーション・トレーディングに係るものを除く。 十九条の三の規定を準用する。 一項の規定にかかわらず、 が格付を有する場合にあっては、 「特定順位参照型クレジット・デリバテ この場合において、 プロテクションの提供に係る特定順 第 (コリレー 一百七十九条の二又は第二百七 ション・トレ 「証券化エクス ノーディ その個

第二百七十九条の七 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・(特定順位参照型クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

ができる。 応じ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減することがじ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減することデリバティブを保有する農林中央金庫は、次の各号に掲げる場合に

当該 ずれか小さい額を限度として相殺したときに、 数の資産のうち一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・ト うちいずれか小さい額を限度として個別リスクを相殺する方法 別リスクの額とする。 ブに係る参照資産のうち複数の資産を保有している場合 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個 ット・ も小さい資産についてのみ個別リスクを相殺する方法 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティ デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち の資産に係る部分に相当する額とを、 デリバティブの個別リスクの 次号において同じ。 額よりも小さい場合は、 とを、 これらの額のうちい 相殺される額が これらの額 当該複 当 該

第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例

(コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出)

(新設)

第

認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならい方式を用いる場合には、第二百七十九条の十三の規定に基づき承される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデングに係る個別リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデングに係る個別リスクの額とは、第二百七十九条の十か方式によって算出される個別リスクの額とができる。ただし、内部モデングに係る個別リスクの額というできる。ただし、内部モデングに係る個別リスクの第出に当たっては、次条に定める修正標準ングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準に行いた。

(修正標準方式による個別リスクの額)

第二百七十九条の九 修正標準方式を用いて算出するコリレーション

(新設

いずれか大きい額とする。・トレーディングの個別リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち

により算出した個別リスクの額の合計額
た後のロング・ポジションについて、第一節から前節までの規定
「第二百五十九条又は第二百六十条に定める要領に基づき相殺し

定により算出した個別リスクの額の合計額
た後のショート・ポジションについて、第一節から前節までの規
第二百五十九条又は第二百六十条に定める要領に基づき相殺し

(内部モデル方式の承認)

方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的ーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて、内部モデルの承認を受けた場合には、前条の規定に基づいて算出されるコリレニ百七十九条の十 農林中央金庫は、農林水産大臣及び金融庁長官ニ百七十九条の十 農林中央金庫は、農林水産大臣及び金融庁長官ニョーニョン・トレーディングの包括的

ばならない。 記載した承認申請書を農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなけれ 記載した承認申請書を農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなけれ

リスクの額を用いることができる。

商号

| 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

- 理由書
- 一 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- ル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類リスク計測モデル」という。)の構築及び利用その他の内部モデ三 包括的リスクに係るリスク計測モデル (次項において「包括的
- 四 その他参考となるべき事項を記載した書類
- スクを計測するものであること。包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリ
- デフォルト・リスク
- ロ 格付遷移リスク
- 複合的なデフォルトに係るリスク
- クレジット・スプレッドに係るリスク
- | インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリス
- ベーシス・リスク
- 回収率の変動に係るリスク
- ヘッジのリバランスに係るリスク
- 二 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有

していること。

ョンが明確に区別されていること。 内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジシ

| トを実施していること。 | 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テス

(内部モデル方式による包括的リスクの額)

のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間にョン・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額二百七十九条の十一「内部モデル方式を用いて算出するコリレーシ

回以上の頻度で計測するものとする。

算出基準日の包括的リスクの額

算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値

パパーセントを乗じて得た額第二百七十九条の九の規定により算出された個別リスクの額に

(変更に係る届出)

| | ことができる。 |
|------|---------------------------------|
| | 当と判断したときは、第二百七十九条の十第一項の承認を取り消す |
| | る場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適 |
| | 庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当す |
| (新設) | 第二百七十九条の十三 農林水産大臣及び金融庁長官は、農林中央金 |
| | (承認の取消し) |
| | |
| | 該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。 |
| | 農林中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当 |
| | 2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、農林中央金庫は、当該 |
| | 事由が生じた場合 |
| | 三 第二百七十九条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない |
| | 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合 |
| | 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合 |
| | ればならない。 |
| | 、その旨及びその内容を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なけ |
| | 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく |
| (新設) | 第二百七十九条の十二 内部モデル方式の使用について承認を受けた |